

# 総合防災対策特別委員会記録

開催日時 令和3年8月23日(月) 10:04~11:01

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

小林 誠 委員長

大国 正博 副委員長

植村 佳史 委員

池田 慎久 委員

奥山 博康 委員

小林 照代 委員

藤野 良次 委員

山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 杉中 危機管理監 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 令和3年度主要施策の概要について

(2) その他

<会議の経過>

○小林(誠)委員長 ただいまより総合防災対策特別委員会を開会します。

密集、密接を避けるため、当面の間、各委員会室の傍聴人を5人と制限していますので、ご了承ください。

議事に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

私と大国正博委員が、さきの6月定例議会で正副委員長に選任されました。今後、各委員会の皆様方並びに理事者の皆様方におかれましては、ご協力、ご支援を得て円滑な委員会運営に努めてまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

委員会構成がなされて初めての委員会ですので、委員より自己紹介をお願いしたいと思います。

○池田委員 自由民主党の池田慎久です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○植村委員 自由民主党の植村佳史です。どうかよろしくお願いします。

○山本委員 山本です。よろしくお願いします。

○藤野委員 藤野です。よろしくお願いします。

○小林（照）委員 小林です。よろしくお願いします。

○小林（誠）委員長 本日、奥山委員は遅れるとのご連絡を受けていますので、ご了承願います。

次に、委員の席順について、当委員会としては、ただいまの席順でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、理事者のご紹介をお願いします。

なお、出席を求める理事者については、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、松田県土マネジメント部次長が欠席されていますので、ご了承願います。

それでは、危機管理監、地域医療連携課長、病院マネジメント課長、森林資源生産課長、農村振興課長、県土マネジメント部次長、建築安全推進課長の順に自己紹介並びに関係理事、次長、課長、室長のご紹介をお願いします。

○杉中危機管理監 危機管理監の杉中です。どうかよろしくお願いします。

それでは、所管の幹部職員の紹介をします。

中西知事公室理事、防災・大規模広域防災拠点担当です。

○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当） よろしくお願いします。

○杉中危機管理監 続きまして、津風呂知事公室次長、防災（技術）担当です。

○津風呂知事公室次長（防災（技術）担当） よろしくお願いします。

○杉中危機管理監 次に、中野防災統括室長です。

○中野防災統括室長 よろしくお願いします。

○杉中危機管理監 大澤消防救急課長です。

○大澤消防救急課長 よろしくお願いします。

○杉中危機管理監 どうかよろしくお願いします。

○大西地域医療連携課長 地域医療連携課長の大西です。よろしくお願いします。

○小島病院マネジメント課長 病院マネジメント課長の小島です。よろしくお願いします。

す。

○内田森林資源生産課長 森林資源生産課長の内田です。どうぞよろしくお願ひします。

○長谷川農村振興課長 農村振興課長の長谷川です。よろしくお願ひします。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当） 県土マネジメント部の次長をしています  
技術担当の佐竹です。よろしくお願ひします。

それでは、私からは、県土マネジメント部の職員の紹介をさせていただきます。

県土マネジメント部次長、砂防・災害対策を担当している伊藤です。

○伊藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）  
よろしくお願ひします。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当） 県土マネジメント部河川政策官をしています  
池田です。

○池田県土マネジメント部河川政策官（河川整備課長事務取扱） 池田です。よろしく  
お願ひします。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当） 道路保全課長の松井です。

○松井道路保全課長 よろしくお願ひします。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当） 大規模広域防災拠点整備課長の永田で  
す。

○永田大規模広域防災拠点整備課長 よろしくお願ひします。

○前田建築安全推進課長 建築安全推進課長の前田です。

○小林（誠）委員長 次に、委員会の運営についてですが、7月19日に正副委員長会  
議で決定されました委員会等に関する申し合せ事項及び口頭申し合せ事項を皆様方のお  
手元に配付していますので、後ほどお目通しを願ひます。

次に、お手元に特別委員会の設置等に関する申し合わせを配付しています。この申し  
合わせでは、調査期間終了後にその成果を本会議で報告すること及び委員間討議の方法  
による議論を行うこととなっています。

それでは、皆様方のお手元に配付しています総合防災対策特別委員会の運営について  
ご説明させていただきます。

1の所管事項及び調査・審査事務については、資料に記載のとおりです。

次に、2の委員会の運営についてですが、令和5年2月定例会までに調査、審査の成

果を取りまとめることとしまして、委員間討議による議論を行いながら委員会を開催してまいりたいと考えています。

3の当面のスケジュールですが、令和4年6月定例会には中間報告を行いたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

ただいまの説明について、ご意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、事務分掌表、新規事業の内容、事業実施予定箇所資料を皆様方のお手元に配付していますので、ご参考にしていただきたいと思います。

それでは、案件に入ります。

令和3年度主要施策の概要について、危機管理監、森林資源生産課長、農村振興課長、県土マネジメント部次長、建築安全推進課長の順にご説明をお願いします。

なお、理事者の皆様方におかれましては、着席にてご説明をお願いします。

**○杉中危機管理監** 危機管理監所管の令和3年度当初予算について、新規事業や重点事業を中心にご説明します。

主要施策の概要、1ページの6、「安全安心な地域」づくり、1、地域防災力の充実の(1)自助・共助の推進です。事業名欄の一番上に県の防災体制強化のための計画策定・訓練の実施等があります。県の防災体制強化のために各種計画の見直しや、それに基づいた訓練等を実施していきます。

右の事業内容欄の一番上、奈良県地域防災計画改定事業については、令和3年5月に災害対策基本法が一部改正されたことや、近年の災害からの課題や教訓等を踏まえ計画の修正を行っていきます。その他、訓練については、5つ目の地域防災総合訓練事業が新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、林野火災消火訓練については、関係機関との連携強化や関係者の技術の習熟のため、御所市において実践的な訓練を実施したいと考えています。

次に、事業名欄の上から2つ目、市町村の防災体制強化のための支援では、記載の事業を主として、県と市町村との合同での訓練により、市町村の防災体制の強化を支援していきます。

次に、事業名欄の上から3つ目、新規事業ですが、防災意識啓発事業では、県民の皆様に改めて防災に対する意識を高めていただくため、自衛隊、消防、警察などの関係機

関の協力を得て、防災フェアを開催します。

2 ページ中ほどの(2) 基盤整備の推進の一番上、奈良県大規模広域防災拠点整備事業です。南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生に備え、五條市に救助要員の集結、派遣、救援物資の受入れ、配送などを担う奈良県大規模広域防災拠点の整備を進めるとともに、防災拠点の運用方法について検討を重ねていきます。

その下、1つ飛び、新規事業の災害時緊急応援体制整備事業については、大規模災害発生時に迅速に救援を行えるよう、災害発生前から段階的に市町村へ県職員による災害時臨時連絡員であるリエゾンを派遣する体制を整備します。

3 ページ一番下、3、消防救急体制の充実、奈良県救急医療管制システム(e-MATCH) 事業です。救急搬送を円滑に行うため、全消防本部及び県内の救急搬送病院に傷病者の状況と病院の情報をマッチングさせるe-MATCHシステムを導入しています。これは、かつて妊婦の搬送事案がありましたことをきっかけとして整備したシステムです。119番通報から病院に搬送するまでの平均搬送時間は、平成27年度の45分から、徐々にですが、令和2年度には42分と3分間短縮して改善を進めているところです。引き続きシステムの適正な運用に努めるとともに、データの分析を行い、搬送時間の改善を図っていききたいと思います。

4 ページ上から3つ目の消防力強化支援事業ですが、災害発生時の地域の安全・安心の充実に資するため、市町村が行う消防団車両等の整備に対して補助を行い、その計画的な整備を促進するものです。

次に、その2つ下、消防学校運営事業です。消防吏員に採用された職員の初任教育や現任職員への専門教育をはじめとし、高度で専門的な知識を備えた消防職員、団員を育成するため、宇陀市に設置しています消防学校の運営を行います。

危機管理監所管分の令和3年度当初予算に関する説明は以上です。

○内田森林資源生産課長 水循環・森林・景観環境部森林資源生産課所管に係る令和3年度の主要施策の概要についてご説明させていただきます。主要施策の概要の14ページ、令和3年度当初予算についてです。

3、林業生産基盤整備の推進のうち、上から2段目、治山事業と、その3段下、治山・林道関連単独事業から一番下の段、災害関連緊急治山事業まで、記載のとおり、山地災害からの復旧対策、被災した林道、治山施設の復旧対策を進めてまいります。

次に、令和2年度2月補正予算についてです。

20ページ一番下の段、治山事業から次のページの一番上の段、民有林直轄治山事業費負担金まで、記載のとおり、国の補正予算を活用しました事業を進めていきたいと考えています。

以上、水循環・森林・景観環境部森林資源生産課所管の主要施策の概要についてのご説明です。

**○長谷川農村振興課長** 食と農の振興部農村振興課所管に係る令和3年度主要施策の概要についてご説明させていただきます。

主要施策の概要3ページ、まず、令和3年度当初予算です。

(2) 基盤整備の推進のうち、上から5段目、農地防災事業（県営事業）と、その下の農地防災事業（団体営事業）について、記載のとおり、防災重点ため池の整備や調査を関係市町村と共に進めていきます。

次に、12ページ、7、農業生産基盤整備の推進のうち、一番下の段、農地防災事業（県営事業）、13ページの一番上の段、農地防災事業（団体営事業）は先ほどの再掲になっています。

一番下の段、農地及び農業用施設災害復旧事業について、記載のとおり、被災した農地や農業用施設の復旧対策を行う市町村を支援していきます。

次に、令和2年度2月補正予算についてです。

20ページ上から3段目、農地防災事業（県営事業）と、その下の欄、農地防災事業（団体営事業）についてです。記載のとおり、国の補正予算を活用し、ため池関係の事業を進めていきます。

以上、食と農の振興部農村振興課所管の主要施策の概要です。

**○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当）** 県土マネジメント部所管の令和3年度当初予算の主要政策の概要についてご説明します。

主要施策の概要5ページ一番下の大和川流域総合治水対策推進事業では、県管理の大和川支川において、河川改良や貯留施設整備等により総合治水対策を推進していきます。

次の6ページ一番上、奈良県平成緊急内水対策事業は、喫緊の課題である内水の被害の解消に向け、市町との連携により、適地に必要な貯留施設等の整備を推進するものです。

一番下、通常砂防事業、地すべり対策事業、そして次のページの急傾斜地崩壊対策事

業では、砂防堰堤をはじめとするそれぞれのハード対策を進めていきます。

その下の直轄河川事業費負担金は、大和川流域における遊水地整備、紀の川における河川整備、紀伊山系における大規模土砂災害対策など、国直轄事業への負担金です。

一番下、河川維持修繕、次のページのダム施設維持修繕、砂防施設維持修繕では、河川の堆積土砂の撤去や除草、各施設の維持修繕を実施します。

11ページの一番上、3、災害への備えの2事業、橋りょう耐震補強事業と道路災害防除事業ですが、橋りょう耐震補強や道路のり面の落石対策など、防災・減災の取組を加速します。

その下、4、道路施設老朽化対策の2事業、道路施設老朽化対策事業、道路施設点検・診断事業では、点検、診断結果に基づく、橋りょう、トンネルなどの補修、5年に一度の実施が義務づけられている橋りょう、トンネル等の定期点検、診断を実施するものです。

続きまして、令和2年度2月補正予算についてご説明します。

18ページ、国の補正予算に対応するものです。先ほどご説明しました令和3年度当初予算と事業が重複するため、詳しい説明は割愛させていただきますが、4、愉しむ「都」をつくるで9事業、次の19ページ、5の便利な「都」をつくるで4事業、そして21ページから22ページにかけての9、誇らしい「都」をつくるで9事業の計22事業で、総額81億2,600万円余を計上しまして、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に対応していきます。

県土マネジメント部所管の説明は以上です。

**○前田建築安全推進課長** 地域デザイン推進局建築安全推進課所管に係る令和3年度の主要施策の概要についてご説明させていただきます。

主要施策の概要3ページの2、耐震化の推進の上から2つ目の、住宅・建築物耐震対策事業です。これは、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の補助事業を実施する市町村を支援することで、耐震診断及び耐震改修の普及促進を図っていくものです。

以上、地域デザイン推進局建築安全推進課所管の主要施策の概要についての説明です。

**○小林（誠）委員長** ただいまの説明、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

**○池田委員** 自由民主党の池田慎久です。令和3年8月22日、奈良県において新型コ

コロナウイルスの新規感染者が201人で、200人を超え、過去最多の新規感染者が判明したことを受け、奈良県において新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止が大変重要な局面に入ってきたと認識をした上で、質問をさせていただきたいと思います。

まず、先般、8月20日に奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。その中の議論について、現在の感染状況から、緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置の適用を国に対して申請すべきではないかという声が、いろいろなところから県にも寄せられていると思います。

奈良県は、独自の緊急対処措置で対応していくのだという考え、姿勢でおられますが、直近の8月20日の第27回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の適用を国に申請することについて、何か議論をされたのでしょうか。また、議論があったとするならば、どのような議論があつて最終的に見送られたのか、まず、お聞かせいただきたいと思います。

**○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当）** 20日の奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で国の緊急事態宣言等における対処方針の内容も確認し、奈良県の実情に合った持続力のある感染防止対策を実施することで決定をしたところで

**○池田委員** 国へ適用申請をされることについて、特に議論はされなかったという理解でよいのでしょうか。

それと、先ほどの繰り返しになりますが、200人を超え、本当に非常事態であると、私は認識していますが、感染拡大を抑え込むための一つの手段として、緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置の適用を国へ申請をすることの検討は、今後あり得ると考えてよいのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

**○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当）** 先ほど言葉足らずな答弁でございました。先日の本部会議では、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置を取らずに、県の実情に合った感染防止対策をすることで決定したところで

また、今後の情勢に応じてというご質問がございました。ただ、現在の国の緊急事態宣言は、飲食店等に対する営業時間短縮要請（時短要請）が主な措置となっていることから、それらが集中する大都市では効果が期待できる一方、奈良県における効果は明らかでないと考えています。今後の状況が見通しにくいところですが、現時点では考えておりません。



○池田委員 そのように20日に決定されたということで、これまでの県の方針を維持されたと理解していますが、県の方針決定の過程、議論のプロセスにおいて、地域を一番よく知る市町村からの意見、あるいは要望や要請等は考慮されているのでしょうか。どのような形で市町村との連携を図っておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当） これまで緊急対処措置の決定においては、市町村の意見を反映するように心がけています。また、対策本部会議開催の都度、ウェブ形式で、市町村との連絡会を開催して情報共有を図るなど、丁寧な意見交換を心がけています。

○池田委員 そういうことですが、第4波、今回の第5波を見ていると、一部ですが、市町村、特に感染が拡大し、たくさんの新規感染者が判明している市と、県の方針との方向性がかみ合っていないように私には映っています。

例えば奈良市を例に挙げますと、奈良市は、これは大変なことだと、緊急事態宣言の適用申請をすべきだと、知事宛てに申入れをされ、今日も2回目の申し入れをされるようだというお話も聞きます。そういった奈良市長の考えに基づいて、奈良市の飲食店においては、時短要請が令和3年8月24日までかかっています。そういう意味では、県は、飲食店においては大丈夫だとしているが、奈良市は、心配だからと時短要請かけている。こういったちぐはぐなところに振り回されるのは結局飲食店事業者や市民、県民ではないかと私は思っています。

意思決定をするプロセスにおいては、市町村の意見を反映して十分やっていただいているとは思いますが、方向性をしっかりと合わせ込むことが、今後の大事な局面を迎えた中で、より一層、重要になるのではないかと考えています。

緊急事態宣言、イコール飲食店に対する時短営業とか休業要請というところに焦点が当てられがちですが、それぞれ一人ひとりが意識を持って感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を控え、人流をしっかりと抑えていくことに尽きると思います。人流抑制という観点から見て、何らか次の段階が必要なのではないかと個人的には思っています。

今の県独自の緊急対処措置でいくということであれば、例えば第3波、第4波を見ていると、大阪が減り出すと奈良県も減り出し、大阪が増えれば奈良県も増えるという、同じ波動、波長で動いているわけですから、もう一歩も二歩も踏み込んで、県からより具体的で強いメッセージを、県民あるいは事業者に対して発信していただく必要がある

のではないかと考えています。

例えば、この県独自の緊急対処措置で、大阪も京都も感染者が増えているけれども、実は奈良県はピークアウトして減少に転じたということであれば、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を出さなくても、奈良県は緊急対処措置で十分に感染を抑え込むことができたのだと言えると思います。県民に対してのメッセージが十分に伝わっているかという点、これまでの流れを見ていると、まだまだだと思っています。

一生懸命やっただけでいるのは分かりますし、私達も情報発信に努めているところですが、県としていろいろな知恵を絞りながら、より具体的で強いメッセージを県民に発信していくことは大事だと思いますので、その辺りについてお聞きしたい。

もう一点、ワクチン接種について、医師会の先生方のご協力によるもの、あるいは市町村が率先して行ったもの、県がいろいろな状況を見ながら市町村に配分したおかげで、ワクチン接種が進んできたと思っています。ワクチンを2回接種すると、確かに感染リスクは下がると言われていますし、実際数字を見ても、ワクチンを2回接種した高齢者の新規感染者数はあまり上がっておらず、どちらかというと50代以下の感染者が今、大部分を占めているということで、このワクチン効果は顕著に現れているわけです。

一方で、ワクチン接種は感染しなくなるわけではなく、重症化のリスクが下がるだけの話です。自分は2回ワクチンを打ったから、もう感染しないのだと一度に外へ出られても、知らず知らずのうちに無症状でかかって、他人にうつしてしまっている可能性も十分あり得ます。ワクチン接種は重症化のリスクが下がるだけで、感染しないわけではないということを、しっかりと今一度、県からなり、市町村からなり、誤解を生まないような正しいメッセージを発信していくことが大切だと思いますので、その辺りについても、考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

**○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当）** 県民へのメッセージについては、私も大事なことだと思っています。

これまでも緊急対処措置においては、本県の感染状況をしっかり分析した上で、それに対する注意することを様々な形で県民に呼びかけています。まだまだ十分ではないというご指摘がありますので、今後も様々な広報手段を活用して、効果的なメッセージの発信に努めたいと思います。また、ワクチンに関しては、まずは打ってくださいというところが今、一番力を入れているところですが、今、池田委員がおっしゃいましたよう

に、打ったから大丈夫ではないというところを含め、メッセージの出し方をしっかり考えていきたいと思います。

○池田委員 最後に、先ほども触れましたが、県の方針と市町村の足並みをしっかりとそろえていき、そこに、県医師会や、地区医師会との足並みをしっかりとそろえていくことが、何よりも県民に対して安心感を提供できるのではないかと考えていますので、オール奈良県で、関係機関が今までご努力いただいていることは本当に頭が下がる思いで、感謝を申し上げますけれども、この感染者がかなり増えている重要な局面を踏まえて、いま一度その辺りの連携を強化していただいて、県民に安心感を提供していただきたいと思います。

○小林（照）委員 3点質問したいと思います。

初めに、救急搬送についてです。これは令和3年6月の第4波の際にこの委員会でお聞きしていますが、先日も、第5波になってからの119番の救急搬送で、救急搬送困難事案が急増しているという報道がありました。第5波になり感染が拡大し、救急搬送困難事案も増加しているのではないかと危惧されます。

全国では、令和3年8月2日から8月8日の1週間の救急搬送困難事案は2,897件で、そのうち、コロナ疑い事案は1,387件です。8月9日から8月15日はさらに増え、3,361件で、うちコロナ疑いは1,672件となっており第4波時と比較すると1.6倍から1.8倍になっています。そして、コロナ疑いの件数も、第4波時では約30数%でしたが、50%に増えています。

そこで、7月、8月にかけての第5波における総務省消防庁調査による奈良県の救急搬送困難事案がどのような状況で推移されたのか、お聞きします。

○大澤消防救急課長 消防庁においては、医療機関への受入照会回数が4回以上、かつ救急隊の現場滞在時間が30分以上かかった事案を救急搬送困難事案として、全国の主な消防本部を対象に調査しているところです。

奈良県においては、奈良市消防局が調査対象とされており、県で新型コロナウイルスの感染者の急増が始まった7月19日から8月15日までの7日間ごとの救急搬送困難事案の件数については、それぞれ2件、5件、3件、4件となっており、全て1桁台の発生で推移している状況です。そのうち、37.5度以上の発熱があった新型コロナウイルスの感染が疑われる患者については、3件のみになっています。

○小林（照）委員 奈良県では、全国52消防本部の中に入るのが奈良市消防局で、救

急搬送困難事案が、それほど多くないと少しほっとはするのですが、この調査では、奈良県では奈良市消防局だけですので、奈良市以外の生駒市消防本部や奈良県広域消防組合でこの同じ時期の救急搬送困難事案がどのような状況だったのかお尋ねします。

○大澤消防救急課長 奈良県広域消防組合と生駒市消防本部の同時期における状況については、奈良県広域消防組合が、同時期で15件、22件、16件、15件となっており、そのうち新型コロナウイルスの感染が疑われる事案については、それぞれ6件、5件、5件、2件となっています。

なお、生駒市消防本部については、いずれの期間も0件で、該当がありませんでした。

○小林（照）委員 あとは意見にしておきますが、管轄人口の多い、奈良県広域消防組合では件数がそれなりに増えているとのことです。

奈良県では救急搬送困難事案はそれほど多くないと思いますけれども、頂いた資料を見ますと、救急搬送困難事案は、搬送開始まで30分以上かつ医療機関に4回以上の照会ということで、2つの要件になるのですが、その1つである現場滞在時間30分以上の事案が、7月26日から8月15日までの数字を見ますと、117件で、そのうちコロナ疑いが29件と出ています。

そこで、政府が令和3年8月3日に、重症者以外は自宅療養でという重大な方針転換を行い、大変な批判が一気に上がったのですが、原則自宅療養の方針はいまだに撤回されておられません。その一方で、奈良県でもどんどん感染拡大している状況で、恐らく医療現場の受入状況は日々深刻さを増していき、自宅療養者も増えていく状況になるのではないかと思います。

そうなりますと、緊急搬送もさらに増加せざるを得ない状況になっていくのではないかと危惧されます。その動向を楽観的に見ず、しっかりと把握していただきたいと強く求めます。

次に、コロナ禍の分散避難についてお聞きしたいと思います。

先日来、記録的な大雨で各地に大変な被害が出ています。それに加えて、新型コロナウイルスの拡大が第5波と急拡大しています。

この安全の確保と感染の防止をどのように両立させるのかが厳しく問われていますが、国は、命を守る行動、早めの避難をと呼びかけていますが、コロナ禍での避難について、避難先は学校、公民館だけでなく、安全な親戚、知人宅への避難も考えてほしい

とも呼びかけています。

これもさきの委員会でお聞きしていますが、コロナ禍で避難所に避難できる人数がとでも限られてしまいます。足りない避難所が、それ以上に不足する事態が深刻になっていくことが予想されます。それで、国が分散避難を打ち出していますが、全国的にまだまだこの分散避難が浸透していない状況があるのではないかと思います。

県は、国が呼びかけている分散避難についてどのように受け止め、今どのような取組をされているのかお尋ねします。

**○中野防災統括室長** 避難所においては、人の密集を防ぎ、感染拡大を防ぐことを目的として、避難先を分散させる分散避難という取組は重要であると考えています。

避難所確保は市町村の業務ですが、県としては、市町村が既に確保している避難所に加え市町村に可能な限り多くの避難所を確保していただくことを考え、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合の協力も得て、加盟宿泊施設に対して、所在の市町村に協力し、施設を地域の避難所として活用できるように呼びかけているところです。

また、県有施設についても避難所として活用可能な施設のリストも作成して、該当施設の市町村に提供もしています。

**○小林（照）委員** 避難所確保について、全国的にもまだ浸透していない状況ではないかということでは言いました。先日も新聞報道で見たのですが、令和2年9月の台風10号接近の時の避難行動について、九州在住の1,400人に調査した関西大学の元吉教授によりますと、避難した人の避難先は、指定避難所が35.8%、親戚の家が27.8%、ホテルや旅館が18.7%、知人や友人の家が7%だったということでした。それで、総括的に、まだまだ全国的に市町村でもこれが浸透してないのではないかということで、自治体が早い避難を促すために、積極的にホテルや旅館を活用する必要があると言われていています。

先ほどご答弁で、奈良県はホテル、旅館を避難先に活用してほしいと呼びかけていることや、県の施設の提供などを言われたわけですが、ホテルや旅館がほとんどない町や村があります。さらに自治体間の協力や連携、それからその体制づくりの役割を県が果たすことが必要ではないかと思います。そうした体制をつくっていくために、県としてはどのように努力されているのかお聞きします。

**○中野防災統括室長** 自治体間というお話がございましたけれども、自治体を越えますと、長距離の避難を余儀なくされてしまうことがありますので、かなり早い段階で避難

判断をする必要があろうかと思っています。高齢者等の移動が困難な方の存在を考えますと、まずは指定避難所以外の避難先として、小林（照）委員がお述べのように、ホテル、旅館に限らず、例えば工場などの民間企業施設のスペースの活用ということも含め、各市町村において、地域の実情に応じ、幅広く検討を進めていただきたいと考えています。

避難とは、難を避けるということです。小林（照）委員お述べのように、自宅や安全な親戚の家等いろいろな選択肢があることについて、避難そのものについて適切に理解を深めていただくような取組も重要であろうと考えています。

**○小林（照）委員** これから多分、災害、自然災害も含めて、新型コロナウイルスの感染拡大ということで、この問題は深刻になってくると思いますので、さらなる体制づくりに努めていただきたいと思います。

3つ目の質問は、ため池の問題です。ため池の整備事業が今年度の予算でも上げられておりました。

先日、生駒市の、ご主人が亡くなられた80代の女性からご相談があったのですが、消防に、災害が多くて、雨の降り方が変わってきているから、ため池をきちんと管理してくださいと言われたということでした。もちろんため池には個人所有のものもあるわけで、ため池の管理が本当に難しいので、どうしたらよいのだろうか、何か支援してもらえないのだろうかという、ご相談でした。

ため池の管理について、いろいろ整備を進めていただいています。ため池について、改めてお聞きします。

奈良県内のため池はどのくらいあるのでしょうか。また、一昨年に農業用ため池の管理及び保全に関する法律ができて、防災重点ため池の指定が行われていると思いますが、奈良県では、この指定が行われたため池は何か所あるのでしょうか。また、ため池が多い市町村はどこでしょうか。防災重点ため池のハザードマップ策定はどのようになっているのでしょうか。また、改修工事が必要になった場合の補助制度はあるのでしょうか、お尋ねします。

**○長谷川農村振興課長** まず、1点目、県内の農業用ため池の数は、現在、県で把握している数が、県内4,311か所です。

うち、万一決壊した場合、下流の家屋や公共施設に影響があるものを、防災重点ため池として定めています。各市町村と抽出し、現在27市町村969か所の防災重点ため

池を指定しています。

市町村別では、五條市が最も多く167か所、以下、葛城市が110か所、天理市が103か所、奈良市が93か所、生駒市が80か所です。

ため池ハザードマップについては、この防災重点ため池969か所のため池を全て作成するよう、国の補助事業を活用し、各市町村に作成をお願いしているところです。現在750か所が策定済みです。今年度中には、969か所全て作成する予定で進めています。また、ため池ハザードマップは、各市町村のホームページなどに掲載しているところです。

もう一つのご質問、整備に対しての補助とのことですが、防災重点ため池を中心に、安全性を確認し、安全性が保たれない場合、市町村で、診断調査をした後に、ため池の整備を行っています。

国庫補助事業を活用し、県や市町村で改修整備を進めていますが、整備費用の一部について、市町村において地元負担を求めており、地元との調整を行った上で整備を進めることになっています。

○小林（照）委員 ため池が4,311か所ある中で、先ほど冒頭に言いましたが、個人所有や共同所有の数ほどのくらいでしょうか。それから、防災重点ため池と指定された場合、支援策があるのでしょうか。また、指定されていないところについても何か支援策があるのか、お聞きします。

○長谷川農村振興課長 1点目のため池の所有状況については、現在、県で把握している中では、個人、または個人の共有地になっているものが多く、9割ぐらいは、そういった個人の土地や共有名義になっています。

防災重点ため池以外のため池の支援については現在、下流に影響のある防災重点ため池から改修整備や調査やハザードマップの作成を進めているところです。

ただし、維持管理については、小林（照）委員が、生駒市の方からご相談を受けられたように、非常に困っている方がたくさんおられると認識しています。相談は受けており、相談窓口もため池支援センターという形で設置しましたので、こちらもご活用いただきますよう、管理者にも周知してまいりたいと思います。

○小林（照）委員 個人や共有のため池の数が9割ということですから、随分多いです。今のご答弁で考えますと、結局、防災重点ため池の指定基準によって、個人、共有のものも含めて、969か所が防災重点ため池とあり、指定されているのです。

防災重点ため池と指定をされたところに対してはいろいろと支援策はありますが、その他のところも、相談はため池支援センターで受けていただけるのでしょうか。

○長谷川農村振興課長 相談は従来から市町村や県の出先機関で受けています。また、ため池支援センターでも、当然、防災重点ため池が中心になりますが、管理でお困りであることや管理方法などについて相談を受けて、現地においても支えたいと思いますので、こちらの周知も図ってまいります。

○小林（照）委員 4, 3 1 1 か所もため池があるということで、これから水害や大雨や、災害も増えてくる中で、今の時点ではまだ指定外のところでも、個人所有のものは特にいろいろと管理が大変になると思いますので、そこに対してもきちんと相談を受け付けてもらえるそうですので、そのように進めていただきたいことを申し上げて、終わります。

○小林（誠）委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これで質問を終わらせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。